

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和元年10月25日提出
【計算期間】	第6期（自 平成30年7月26日 至 令和元年7月25日）
【ファンド名】	りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

②ファンドの特色

1. 「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として日本の上場株式の中から、個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資することにより、投資信託財産の成長をめざします。このほか、日本の株式に直接投資することがあります。

● 銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。

2. 日本株の運用にあたっては、株式会社りそな銀行[※]にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※2020年1月1日付で、マザーファンドの運用業務等を含む株式会社りそな銀行の運用部門の一部がりそなアセットマネジメント株式会社に機能集約される予定です。その場合、委託会社は同日付でマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を、りそなアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

日本株の運用会社のご紹介

■りそな銀行の受託資産運用および運用体制

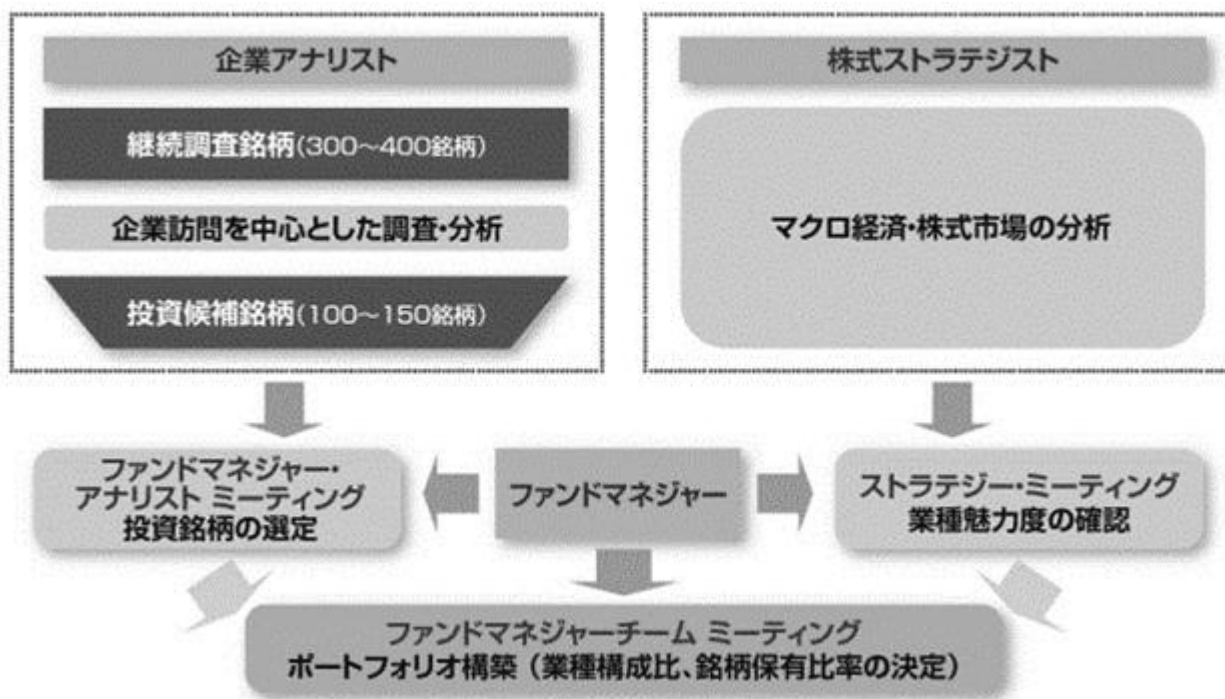
りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来50年以上の歴史を持ち、その運用資産残高は16兆4,157億円にのぼり約170名が運用に携わっています。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内株式運用は、3兆37億円の受託資産を運用しています。

*上記は、2019年3月末現在の情報に基づきます。今後予告無く変更されることがあります。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、マザーファンドの日本株の運用を行います。なお、運用にあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

なお、りそな銀行の運用部門の一部は、2020年1月1日にりそなアセットマネジメントの運用部門に機能集約され、ファンドの運用にかかるりそな銀行の運用体制はりそなアセットマネジメントに引き継がれる予定です。

●マザーファンドの運用プロセス



＊運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●ファンドのしくみ [イメージ図]

ファミリーファンド方式^{*}で運用を行います。



＊ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③信託金の限度額

ファンドは1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの基本的性格

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信／国内／株式に属しています。

○商品分類表

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産（投資信託証券（株式 一般））＊	その他（ ）	中南米	
資産複合（ ）		アフリカ	
資産配分固定型		中近東（中東）	
資産配分変更型		エマージング	

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

○商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（株式 一般））＊	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が、主として投資信託証券であり、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。

※前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

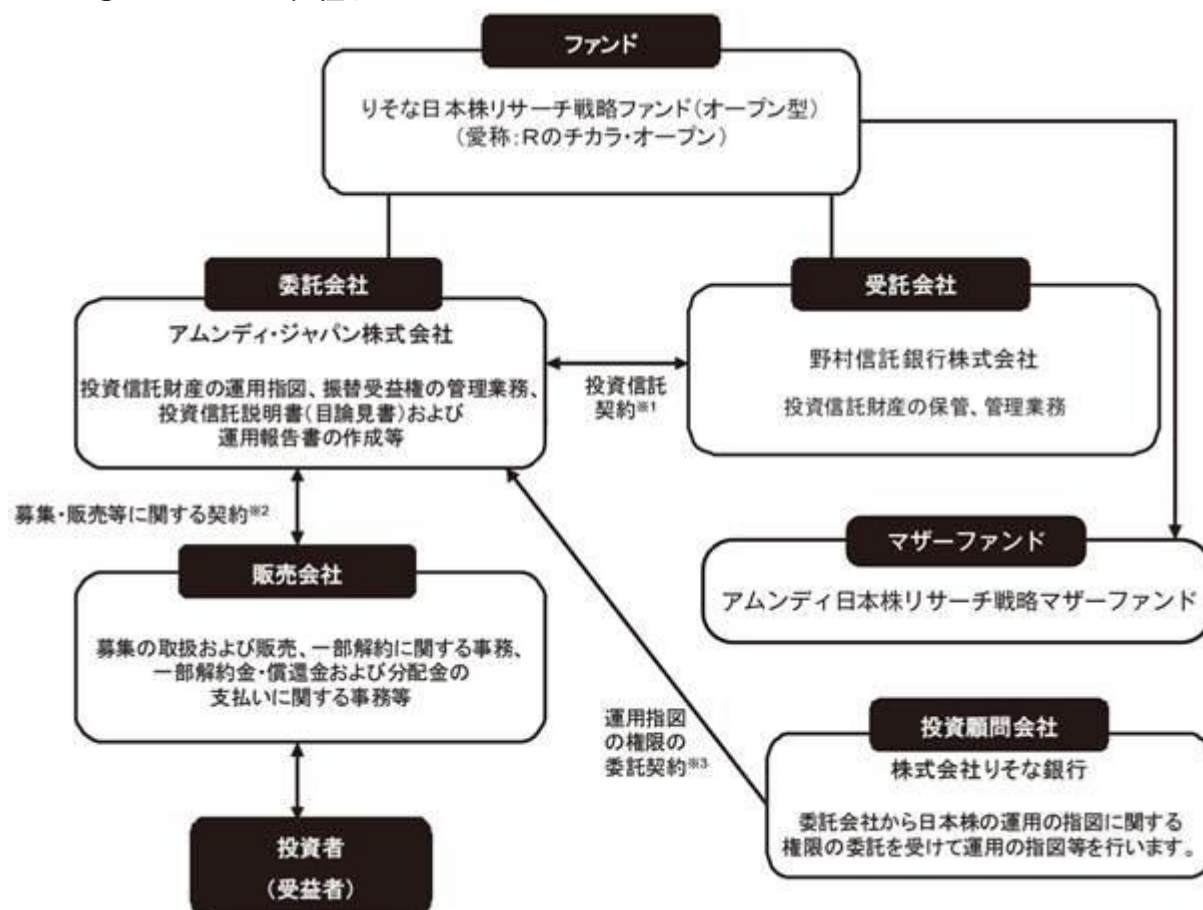
＊ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（２）【ファンドの沿革】

平成25年8月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

※3 運用指図の権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投資顧問会社へ日本株運用の指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

② 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 投資態度

- 1) マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の上場株式の中から、個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。
- 2) 銘柄選択にあたっては、マクロ分析およびボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。
- 3) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5) わが国の株式の運用にあたっては、株式会社りそな銀行にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
- 6) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 7) 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、投資信託約款に掲げるものに限ります。）にかかる権利

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1.の証券または証書、前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券および前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記2.から前記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」とします。
- ③ 委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。後記④において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

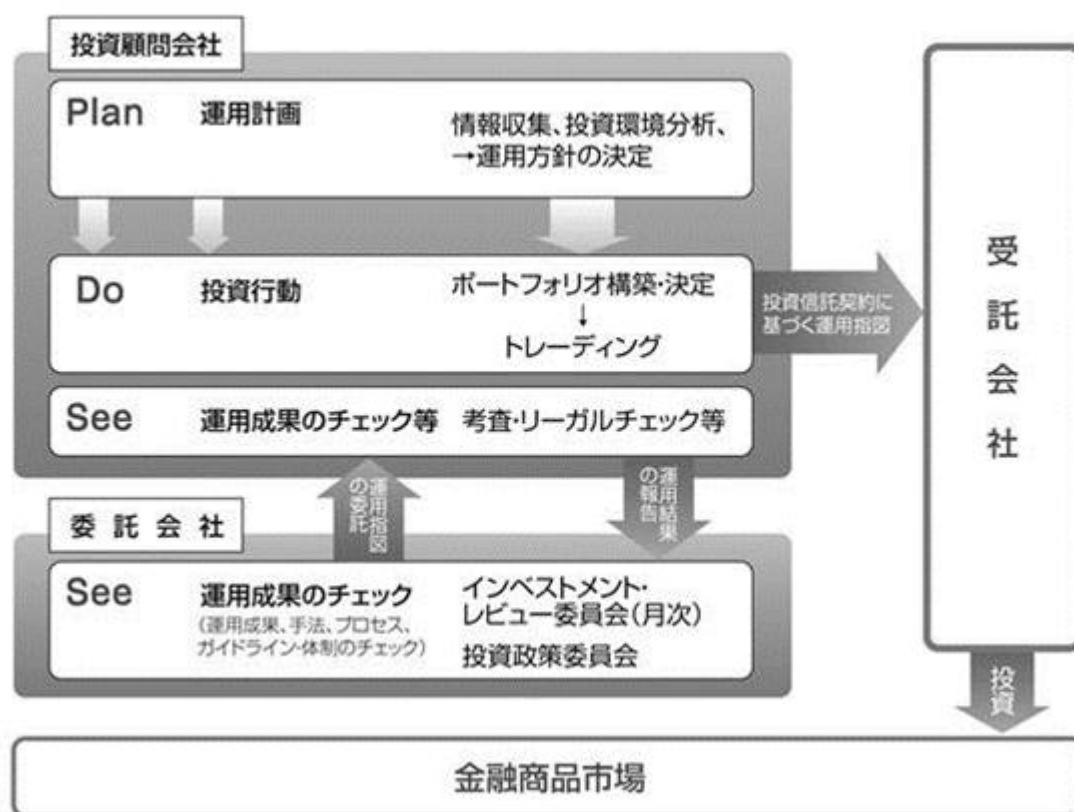
（３）【運用体制】**①投資戦略の決定および運用の実行**

株式会社りそな銀行をマザーファンドの投資顧問会社とし、委託会社は日本株の運用指図の権限を委託します。

②運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・・・委託会社のインベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受托会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として毎年7月25日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用、立替金の利息、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用、立替金の利息、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの。）とし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者ごとの信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者ごとの個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のために販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします。）。

- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（５）【投資制限】

①ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- 1) 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 先物取引等の運用指図
 - (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (ii) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8) スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (v) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 金利先渡取引の運用指図

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額の合計額（以下(iii)において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (v) 委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (vi) 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

12) 有価証券の空売りの指図

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 有価証券の借入れの指図

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記(i)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記(i)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

14) 有価証券の貸付の指図

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ii) 前記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 資金の借入れの制限

- (i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金

日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

② 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

<参考情報> アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンドの運用・投資について

1 運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 主としてわが国の上場株式の中から個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。
- ② 銘柄選択にあたっては、マクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ わが国の株式の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、投資信託約款に掲げるものに限ります。）にかかる権利

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

(ロ) 次に掲げる（イ）以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ。）は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券、前記14.の証券のうち投資法人債券および12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記2.

から前記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」とします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

1. 株式の投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

- ・株式は、国内および国際的な政治・経済情勢・市況等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②信用リスク

- ・株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

③流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下する場合があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

①ファンドの繰上償還

- ・委託会社は、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

②ファミリーファンド方式による影響

- ・ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

③その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化や投資方針に沿った運用が困難であると委託会社が判断した場合等は、募集上限額および信託金の限度額に達していないときでも申込みの受付を停止することがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります。）。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

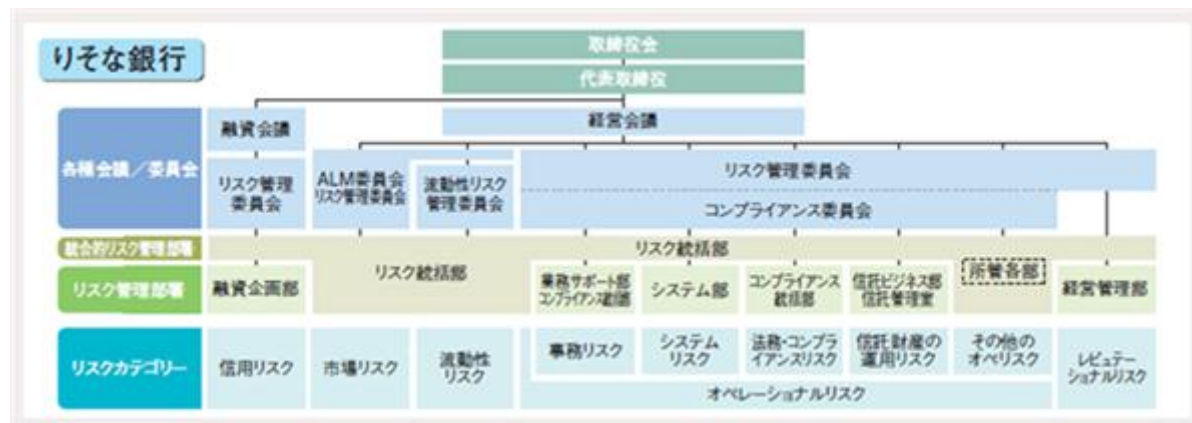
- ・運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

＜ご参考＞

ファンドの投資顧問会社である株式会社りそな銀行のリスク管理体制は下記のとおりです。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分をめざす統合的リスク管理を実施しています。



・運用パフォーマンスの評価・分析

信託財産運用部モニタリンググループが投資戦略の妥当性、投資行動のパフォーマンス分析・評価等の状況をモニタリングするとともに、モニタリング・ミーティングにて定期的なチェックを実施します。

・運用リスクの管理

リスク統括部受託資産運用管理グループが運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリング・管理を行うとともに、コンプライアンス統括部において関連法規の遵守にかかる管理を行います。

なお、当該運用リスクや法務・コンプライアンスリスクを含め、信託財産の運用にかかるシステムリスクや事務リスク等のリスク管理全般の統括は信託ビジネス部信託管理室が担っています。

前述の運用リスク管理を含むオペレーショナルリスク管理については、取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

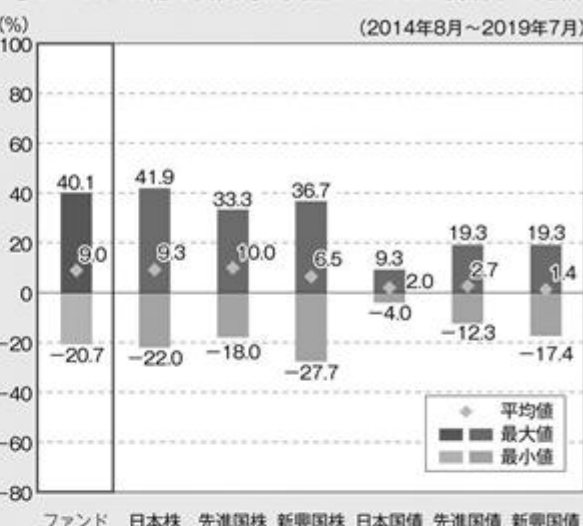
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2014年8月から2019年7月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.815%（税抜1.65%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は以下のとおりとします。

（信託報酬の配分）

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.80%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

＊ 委託会社の信託報酬から、マザーファンドの運用委託報酬として、年率0.40%（税抜）が株式会社りそな銀行に支払われます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁するものとします。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用等および監査報酬

- 1)投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- 2)委託会社は、前記1)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- 3)前記2)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

②組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、先物取引・オプション取引等、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

＊その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

＊費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

＊ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

＊ ファンドは、益金不算入制度は、適用されません。

③ 個別元本について

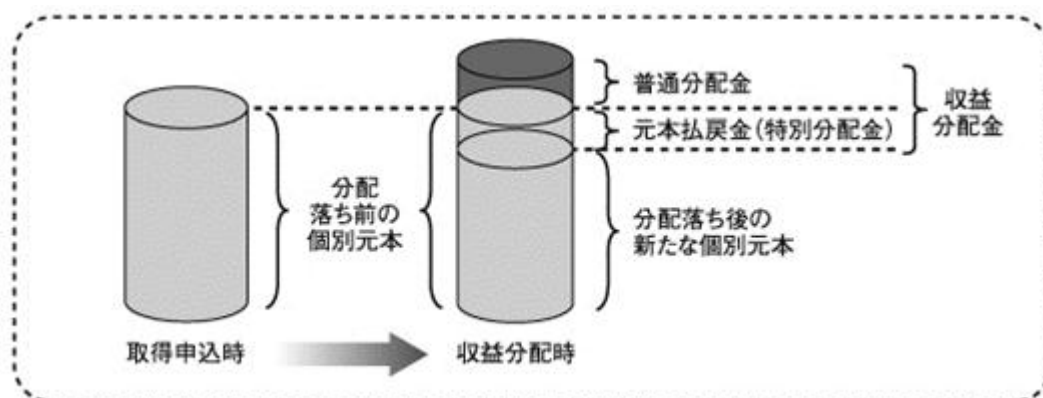
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は令和元年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,769,896,776	99.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	19,624,350	0.33
合計（純資産総額）		5,789,521,126	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	14,300,039,750	96.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	464,528,768	3.14
合計（純資産総額）		14,764,568,518	100.00

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	18	円	284,040,000	281,880,000	1.90

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド	4,722,842,577	1.2295	5,806,734,949	1.2217	5,769,896,776	99.66

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.66
合計		99.66

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	91,000	7,222.00	657,202,000	7,024.00	639,184,000	4.32
2	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	124,000	3,688.94	457,428,857	3,635.00	450,740,000	3.05
3	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	72,700	5,716.19	415,567,586	5,797.00	421,441,900	2.85
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	69,600	5,621.57	391,261,880	5,628.00	391,708,800	2.65
5	日本	株式	第一三共	医薬品	53,200	6,149.14	327,134,497	6,647.00	353,620,400	2.39
6	日本	株式	ソニー	電気機器	54,800	5,905.35	323,613,535	6,170.00	338,116,000	2.29
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	64,100	5,041.00	323,128,100	4,922.00	315,500,200	2.13
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	191,800	1,658.00	318,004,400	1,561.50	299,495,700	2.02
9	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	40,400	6,900.00	278,760,000	6,960.00	281,184,000	1.90
10	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	72,200	3,845.00	277,609,000	3,807.00	274,865,400	1.86
11	日本	株式	三井物産	卸売業	150,800	1,783.50	268,951,800	1,779.00	268,273,200	1.81
12	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	30,000	8,815.00	264,450,000	8,938.00	268,140,000	1.81
13	日本	株式	任天堂	その他製品	6,300	40,180.00	253,134,000	40,100.00	252,630,000	1.71
14	日本	株式	資生堂	化学	30,500	8,102.00	247,111,000	8,046.00	245,403,000	1.66
15	日本	株式	京成電鉄	陸運業	58,500	3,950.00	231,075,000	4,015.00	234,877,500	1.59
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	3,700	67,270.00	248,899,000	63,130.00	233,581,000	1.58
17	日本	株式	花王	化学	28,300	8,244.00	233,305,200	7,979.00	225,805,700	1.52
18	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	40,000	5,351.00	214,040,000	5,181.00	207,240,000	1.40
19	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	45,700	4,245.00	193,996,500	4,325.00	197,652,500	1.33
20	日本	株式	ダイキン工業	機械	13,900	13,905.00	193,279,500	13,585.00	188,831,500	1.27
21	日本	株式	日本電産	電気機器	12,700	14,865.00	188,785,500	14,715.00	186,880,500	1.26
22	日本	株式	センコーグループホールディングス	陸運業	210,000	877.00	184,170,000	855.00	179,550,000	1.21
23	日本	株式	SMC	機械	4,500	42,510.00	191,295,000	39,860.00	179,370,000	1.21
24	日本	株式	太陽誘電	電気機器	79,000	2,301.00	181,779,000	2,189.00	172,931,000	1.17
25	日本	株式	村田製作所	電気機器	35,200	4,924.00	173,324,800	4,843.00	170,473,600	1.15
26	日本	株式	三菱商事	卸売業	56,300	2,943.00	165,690,900	2,936.50	165,324,950	1.11
27	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	78,600	2,101.50	165,177,900	2,082.00	163,645,200	1.10
28	日本	株式	三菱地所	不動産業	79,900	1,981.50	158,321,850	2,012.00	160,758,800	1.08
29	日本	株式	信越化学工業	化学	14,300	11,035.00	157,800,500	11,155.00	159,516,500	1.08
30	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	102,000	1,531.00	156,162,000	1,553.50	158,457,000	1.07

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.77
		建設業	3.15
		食料品	2.70
		パルプ・紙	0.76
		化学	10.69
		医薬品	8.83
		ガラス・土石製品	0.55
		鉄鋼	0.50
		機械	3.61
		電気機器	11.41
		輸送用機器	6.19
		精密機器	1.42
		その他製品	3.08
		電気・ガス業	1.93
		陸運業	8.91
		空運業	0.51
		情報・通信業	8.60
		卸売業	5.20
		小売業	4.05
		銀行業	2.64
		証券、商品先物取引業	1.04
		保険業	3.32
		その他金融業	2.02
		不動産業	3.09
		サービス業	1.74
合計			96.85

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	18	円	284,040,000	281,880,000	1.90

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

令和元年7月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成26年 7月25日）	6,639,557,803	6,948,845,742	1.0734	1.1234
第2期計算期間末（平成27年 7月27日）	6,545,593,749	8,843,244,839	1.0256	1.3856
第3期計算期間末（平成28年 7月25日）	15,808,559,949	15,808,559,949	0.8380	0.8380
第4期計算期間末（平成29年 7月25日）	10,519,623,977	10,622,011,979	1.0274	1.0374
第5期計算期間末（平成30年 7月25日）	6,019,435,004	6,781,592,559	1.0267	1.1567
第6期計算期間末（令和元年 7月25日）	5,838,135,828	5,838,135,828	0.9463	0.9463
平成30年 7月末日	6,265,452,098	—	1.0207	—
8月末日	6,304,463,905	—	1.0183	—
9月末日	6,517,719,699	—	1.0791	—
10月末日	5,985,577,660	—	0.9708	—
11月末日	6,463,127,473	—	0.9863	—
12月末日	5,781,467,455	—	0.8906	—
平成31年 1月末日	6,013,737,538	—	0.9295	—
2月末日	6,093,324,956	—	0.9526	—
3月末日	6,135,125,717	—	0.9583	—
4月末日	6,149,111,770	—	0.9735	—
令和元年 5月末日	5,687,833,174	—	0.9104	—
6月末日	5,820,081,025	—	0.9339	—
7月末日	5,789,521,126	—	0.9401	—

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日	0.0500
第2期計算期間	自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日	0.3600
第3期計算期間	自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日	0.0000
第4期計算期間	自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日	0.0100
第5期計算期間	自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	0.1300
第6期計算期間	自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日	12.3
第2期計算期間	自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日	29.1
第3期計算期間	自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日	△18.3
第4期計算期間	自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日	23.8
第5期計算期間	自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	12.6
第6期計算期間	自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日	△7.8

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日	10,515,080,493	4,329,321,694	6,185,758,799
第2期計算期間	自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日	7,732,789,245	7,536,183,903	6,382,364,141
第3期計算期間	自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日	17,063,907,361	4,582,625,421	18,863,646,081
第4期計算期間	自 平成28年 7月26日 至 平成29年 7月25日	1,892,371,683	10,517,217,472	10,238,800,292
第5期計算期間	自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	1,358,160,031	5,734,209,899	5,862,750,424
第6期計算期間	自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日	1,379,720,771	1,073,319,393	6,169,151,802

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

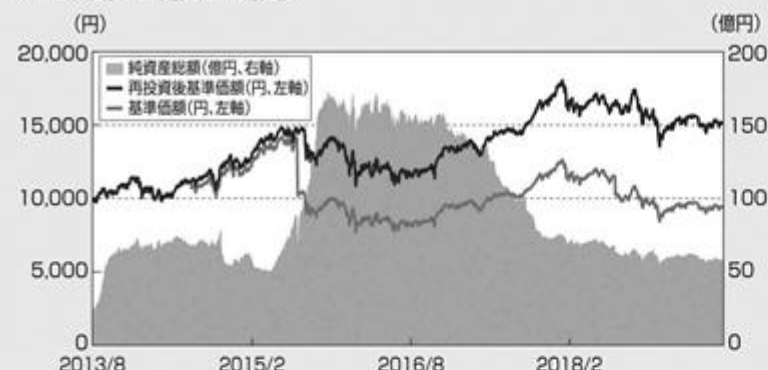
(参考情報)

運用実績

2019年7月末日現在

● 基準価額・純資産の推移、分配の推移

◆ 基準価額・純資産の推移



◆ 基準価額と純資産総額

基準価額	9,401円
純資産総額	57.9億円

◆ 分配の推移

決算日	分配金(円)
第2期(2015年7月27日)	3,600
第3期(2016年7月25日)	0
第4期(2017年7月25日)	100
第5期(2018年7月25日)	1,300
第6期(2019年7月25日)	0
設定来累計	5,500

※分配金は1万口当たり・税引前です。

● 主要な資産の状況

※ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

◆ 資産構成

資産	比率(%)
国内株式	96.53
現金等	3.47
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

※現金等には未払諸費用等を含みます。

※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆ その他の資産

	比率(%)
先物	1.90

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

◆ 組入上位10銘柄(マザーファンド)

	銘柄	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.33
2	武田薬品工業	医薬品	3.05
3	東京海上ホールディングス	保険業	2.85
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.65
5	第一三共	医薬品	2.40
6	ソニー	電気機器	2.29
7	日本電信電話	情報・通信業	2.14
8	オリックス	その他金融業	2.03
9	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	1.90
10	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.86

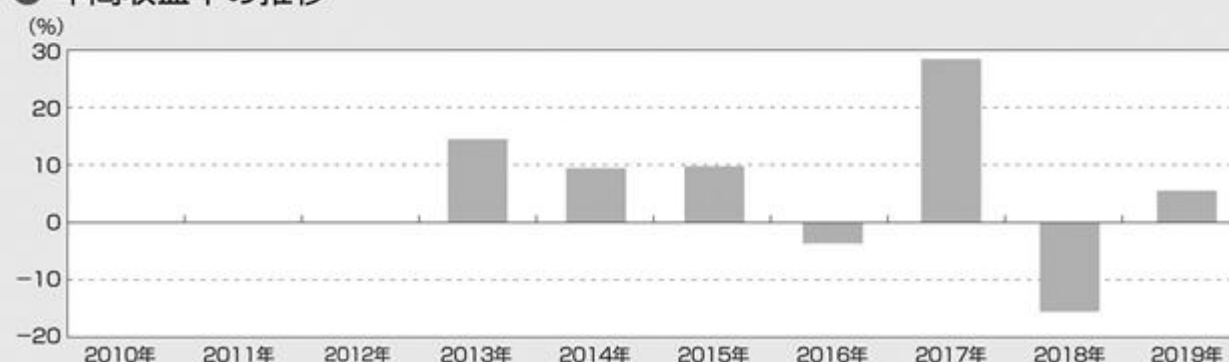
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◆ 組入上位10業種(マザーファンド)

	業種	比率(%)
1	電気機器	11.41
2	化学	10.70
3	陸運業	8.92
4	医薬品	8.84
5	情報・通信業	8.61
6	輸送用機器	6.19
7	卸売業	5.20
8	小売業	4.06
9	機械	3.61
10	保険業	3.33

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

● 年間収益率の推移



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。



2）申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込価額は、申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。委託会社の照会先は前記の通りです。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

3）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

＊取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1) 途中換金*の受付

※途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の扱いとなります。
申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。
- (c) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。
ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の基準価額とします。

6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

＊ 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

＊ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

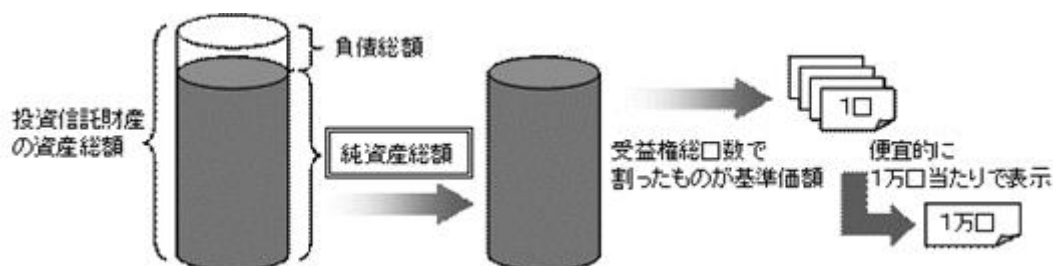
(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。



2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成25年8月20日から令和5年7月25日までとします。

ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

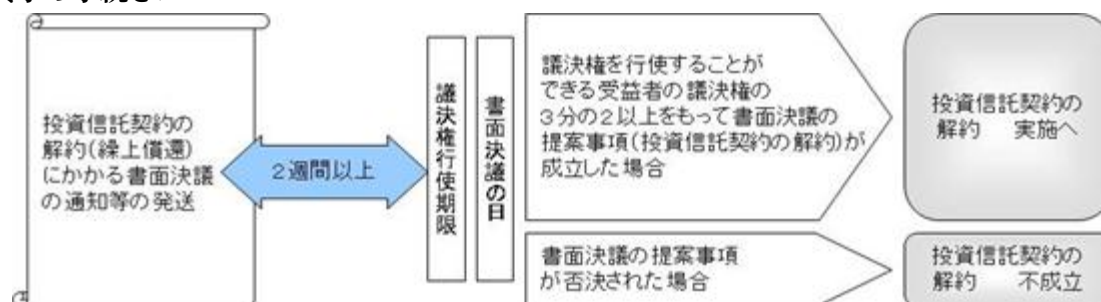
- 1) ファンドの計算期間は原則として毎年7月26日から翌年7月25日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成26年7月25日とします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - i. 信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. やむを得ない事情が発生したとき
 - iii. 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- (b) 委託会社は、前記(a)にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

＜信託の終了の手続き＞

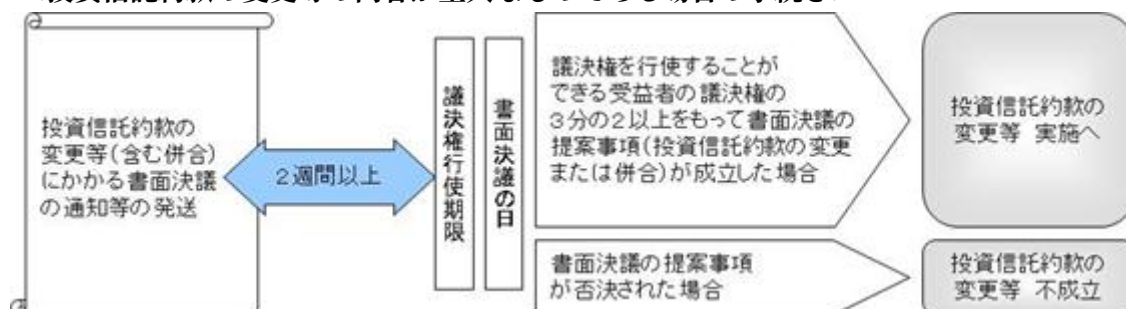


- (c) 委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (d) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）投資信託約款の変更等」(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (e) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、ファンドにつき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「2）投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続き＞



3) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。投資顧問会社との「投資一任契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします。）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日。）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成30年7月26日から令和元年7月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間末 (平成30年 7月25日)	第6期計算期間末 (令和元年 7月25日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	851,321,666	—
コール・ローン	—	73,121,129
親投資信託受益証券	5,996,845,870	5,818,763,823
未収入金	12,000,000	7,000,000
流動資産合計	6,860,167,536	5,898,884,952
資産合計	6,860,167,536	5,898,884,952
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	762,157,555	—
未払解約金	15,618,962	6,735,211
未払受託者報酬	1,872,366	1,604,250
未払委託者報酬	59,915,593	51,335,879
未払利息	—	194
その他未払費用	1,168,056	1,073,590
流動負債合計	840,732,532	60,749,124
負債合計	840,732,532	60,749,124
純資産の部		
元本等		
元本	5,862,750,424	6,169,151,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,684,580	△331,015,974
（分配準備積立金）	190,359,686	177,985,221
元本等合計	6,019,435,004	5,838,135,828
純資産合計	6,019,435,004	5,838,135,828
負債純資産合計	6,860,167,536	5,898,884,952

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期計算期間 自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	第6期計算期間 自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,189,458,876	△380,782,047
営業収益合計	1,189,458,876	△380,782,047
営業費用		
支払利息	62,540	34,685
受託者報酬	4,193,705	3,278,087
委託者報酬	134,198,439	104,898,668
その他費用	2,188,910	1,960,277
営業費用合計	140,643,594	110,171,717
営業利益又は営業損失（△）	1,048,815,282	△490,953,764
経常利益又は経常損失（△）	1,048,815,282	△490,953,764
当期純利益又は当期純損失（△）	1,048,815,282	△490,953,764
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	431,882,361	△41,989,538
期首剰余金又は期首欠損金（△）	280,823,685	156,684,580
剰余金増加額又は欠損金減少額	199,179,053	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	199,179,053	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,093,524	38,736,328
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,093,524	24,390,976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	14,345,352
分配金	762,157,555	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,684,580	△331,015,974

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期計算期間末 (平成30年 7月25日)	第6期計算期間末 (令和元年 7月25日)
1. 期首元本額	10,238,800,292円	5,862,750,424円
期中追加設定元本額	1,358,160,031円	1,379,720,771円
期中一部解約元本額	5,734,209,899円	1,073,319,393円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,862,750,424口	6,169,151,802口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は331,015,974円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期計算期間 自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	第6期計算期間 自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額を支払っております。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額1,041,464,342円（1万口当たり1,776円）のうち762,157,555円（1万口当たり1,300円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 105,069,202円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 511,863,719円 C 収益調整金額 88,947,101円 D 分配準備積立金額 335,584,320円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,041,464,342円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,862,750,424口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,776円 H 1万口当たり分配金額 1,300円 I 分配金額 (F×H/10,000) 762,157,555円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は312,823,772円（1万口当たり507円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 17,531,454円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 134,838,551円 D 分配準備積立金額 160,453,767円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 312,823,772円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 6,169,151,802口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 507円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額 (F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期計算期間 自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	第6期計算期間 自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間末 (平成30年 7月25日)	第6期計算期間末 (令和元年 7月25日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期計算期間末 (平成30年 7月25日)	第6期計算期間末 (令和元年 7月25日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	720,273,789	△340,749,082
合計	720,273,789	△340,749,082

(デリバティブ取引等に関する注記)

第5期計算期間末（平成30年 7月25日）

該当事項はありません。

第6期計算期間末（令和元年 7月25日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期計算期間（自 平成29年7月26日 至 平成30年7月25日）

該当事項はありません。

第6期計算期間（自 平成30年7月26日 至 令和元年7月25日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第5期計算期間末 (平成30年 7月25日)	第6期計算期間末 (令和元年 7月25日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0267円 (10,267円)	0.9463円 (9,463円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ日本株リサーチ戦略 マザーファンド	4,732,626,127	5,818,763,823	
	小計	銘柄数 組入時価比率	4,732,626,127 1 99.7%	5,818,763,823 100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			5,818,763,823	
	合計			5,818,763,823	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成30年 7月25日）	（令和元年 7月25日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	85,999,994	—
コール・ローン	—	470,874,389
株式	10,945,292,900	14,395,203,400
派生商品評価勘定	—	3,165,820
未収入金	99,326,358	56,792,050
未収配当金	17,611,300	11,248,300
流動資産合計	11,148,230,552	14,937,283,959
資産合計	11,148,230,552	14,937,283,959
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	35,540
前受金	70,000	2,150,000
未払金	71,239,085	55,892,005
未払解約金	30,000,000	7,000,000
未払利息	—	1,251
流動負債合計	101,309,085	65,078,796
負債合計	101,309,085	65,078,796
純資産の部		
元本等		
元本	8,436,942,645	12,096,198,114
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,609,978,822	2,776,007,049
元本等合計	11,046,921,467	14,872,205,163
純資産合計	11,046,921,467	14,872,205,163
負債純資産合計	11,148,230,552	14,937,283,959

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 7月25日)	(令和元年 7月25日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,988,710,729円	8,436,942,645円
同期中における追加設定元本額	3,709,338,638円	4,625,793,294円
同期中における一部解約元本額	6,261,106,722円	966,537,825円
同期末における元本の内訳		
りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）	4,579,842,577円	4,732,626,127円
りそな日本株リサーチ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	3,857,100,068円	7,363,571,987円
合計	8,436,942,645円	12,096,198,114円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	8,436,942,645口	12,096,198,114口
3. 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。 株式	118,780,000円	144,440,000円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 7月26日 至 平成30年 7月25日	自 平成30年 7月26日 至 令和元年 7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成30年 7月25日）	（令和元年 7月25日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成30年 7月25日）	（令和元年 7月25日）
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	769,506,106	△36,315,225
合計	769,506,106	△36,315,225

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年7月26日から平成30年7月25日及び平成30年7月26日から令和元年7月25日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成30年7月25日）

該当事項はありません。

（令和元年7月25日）

株式関連

区分	種類	契約額 等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	東証株価指数先物	280,900,000	—	284,040,000	3,140,000
	合計	280,900,000	—	284,040,000	3,140,000

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成29年7月26日 至 平成30年7月25日）

該当事項はありません。

（自 平成30年7月26日 至 令和元年7月25日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成30年 7月25日）	（令和元年 7月25日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3094円 （13,094円）	1.2295円 （12,295円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	サカタのタネ	32,200	3,485.00	112,217,000	
	ショーボンドホールディングス	29,600	3,765.00	111,444,000	
	大成建設	35,300	3,770.00	133,081,000	
	五洋建設	145,000	535.00	77,575,000	
	大和ハウス工業	31,100	3,123.00	97,125,300	
	日揮	55,300	1,440.00	79,632,000	
	アサヒグループホールディングス	21,000	4,641.00	97,461,000	
	サントリー食品インターナショナル	1,200	4,345.00	5,214,000	
	ハウス食品グループ本社	19,900	4,045.00	80,495,500	
	アリアケジャパン	10,800	6,740.00	72,792,000	
	ニチレイ	57,900	2,604.00	150,771,600	
	日本製紙	58,500	1,967.00	115,069,500	
	旭化成	108,600	1,133.00	123,043,800	
	日産化学	26,500	4,680.00	124,020,000	
	信越化学工業	14,300	11,035.00	157,800,500	
	エア・ウォーター	64,600	1,817.00	117,378,200	
	日油	38,800	3,900.00	151,320,000	
	花王	28,300	8,244.00	233,305,200	
	富士フイルムホールディングス	40,000	5,351.00	214,040,000	
	資生堂	30,500	8,102.00	247,111,000	
	エフピコ	22,200	6,700.00	148,740,000	
	ユニ・チャーム	24,800	3,195.00	79,236,000	
	協和キリン	67,200	1,774.00	119,212,800	
	武田薬品工業	123,500	3,689.00	455,591,500	
	アステラス製薬	102,000	1,531.00	156,162,000	
	中外製薬	11,600	7,200.00	83,520,000	
	参天製薬	73,000	1,799.00	131,327,000	
	第一三共	52,900	6,149.00	325,282,100	
	太平洋セメント	26,700	3,160.00	84,372,000	
	東京製鐵	90,400	809.00	73,133,600	
	SMC	4,500	42,510.00	191,295,000	
	小松製作所	43,800	2,481.00	108,667,800	
	ダイキン工業	13,900	13,905.00	193,279,500	
	ダイフク	9,700	6,150.00	59,655,000	
	富士電機	24,400	3,635.00	88,694,000	
	日本電産	12,700	14,865.00	188,785,500	
	ソニー	48,900	5,905.00	288,754,500	
	TDK	11,900	8,520.00	101,388,000	
	横河電機	24,200	2,025.00	49,005,000	
	キーエンス	3,700	67,270.00	248,899,000	
	ローム	12,700	7,830.00	99,441,000	
	京セラ	19,900	7,076.00	140,812,400	
	太陽誘電	79,000	2,301.00	181,779,000	
	村田製作所	35,200	4,924.00	173,324,800	
	小糸製作所	22,300	6,020.00	134,246,000	
	豊田自動織機	17,500	5,930.00	103,775,000	
	いすゞ自動車	49,800	1,246.00	62,050,800	
	トヨタ自動車	91,000	7,222.00	657,202,000	代用有価証券で20,000株担保差入
	スズキ	27,100	4,437.00	120,242,700	
	テルモ	29,300	3,155.00	92,441,500	
	オリンパス	98,400	1,179.00	116,013,600	

	バンダイナムコホールディングス	31,300	5,880.00	184,044,000	
	ヤマハ	17,700	5,180.00	91,686,000	
	任天堂	6,300	40,180.00	253,134,000	
	中部電力	67,700	1,493.50	101,109,950	
	関西電力	54,900	1,236.00	67,856,400	
	東京瓦斯	39,800	2,659.00	105,828,200	
	東京急行電鉄	72,500	1,906.00	138,185,000	
	京成電鉄	58,500	3,950.00	231,075,000	
	西日本旅客鉄道	30,000	8,815.00	264,450,000	
	西武ホールディングス	69,600	1,708.00	118,876,800	
	サカイ引越センター	10,700	6,790.00	72,653,000	
	山九	27,000	5,700.00	153,900,000	
	センコーグループホールディングス	210,000	877.00	184,170,000	
	セイノーホールディングス	108,700	1,366.00	148,484,200	
	A N Aホールディングス	20,600	3,637.00	74,922,200	
	ヤフー	372,800	327.00	121,905,600	
	大塚商会	45,700	4,245.00	193,996,500	
	日本電信電話	64,100	5,041.00	323,128,100	
	エヌ・ティ・ティ・データ	67,000	1,390.00	93,130,000	
	富士ソフト	30,500	4,930.00	150,365,000	
	ソフトバンクグループ	58,900	5,604.00	330,075,600	
	シップヘルスケアホールディングス	16,500	4,745.00	78,292,500	
	伊藤忠商事	78,600	2,101.50	165,177,900	
	三井物産	150,800	1,783.50	268,951,800	
	三菱商事	56,300	2,943.00	165,690,900	
	ミスミグループ本社	36,400	2,554.00	92,965,600	
	コスモス薬品	2,200	19,720.00	43,384,000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	40,400	6,900.00	278,760,000	
	ニトリホールディングス	10,100	14,720.00	148,672,000	
	ファーストリテイリング	1,900	67,260.00	127,794,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	30,800	3,900.00	120,120,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	72,200	3,845.00	277,609,000	
	S B Iホールディングス	62,000	2,632.00	163,184,000	
	S B I インシュアランスグループ	56,300	1,226.00	69,023,800	
	東京海上ホールディングス	72,300	5,716.00	413,266,800	
	オリックス	191,800	1,658.00	318,004,400	
	ヒューリック	92,300	914.00	84,362,200	
	東急不動産ホールディングス	129,200	642.00	82,946,400	
	三菱地所	79,900	1,981.50	158,321,850	
	住友不動産	32,100	3,951.00	126,827,100	
	パーソルホールディングス	34,300	2,628.00	90,140,400	
	総合警備保障	17,000	4,970.00	84,490,000	
	共立メンテナンス	16,300	4,725.00	77,017,500	
小計	銘柄数	94		14,395,203,400	
	組入時価比率	96.8%		100.0%	
合計				14,395,203,400	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

令和元年7月末日現在

I 資産総額	5,796,551,705円
II 負債総額	7,030,579円
III 純資産総額（I－II）	5,789,521,126円
IV 発行済口数	6,158,557,243口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9401円
（1万口当たり純資産額）	（9,401円）

<参考情報>

「アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド」

令和元年7月末日現在

I 資産総額	15,228,301,925円
II 負債総額	463,733,407円
III 純資産総額（I－II）	14,764,568,518円
IV 発行済口数	12,085,599,900口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2217円
（1万口当たり純資産額）	（12,217円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減はありません。	

(2)委託会社の概況

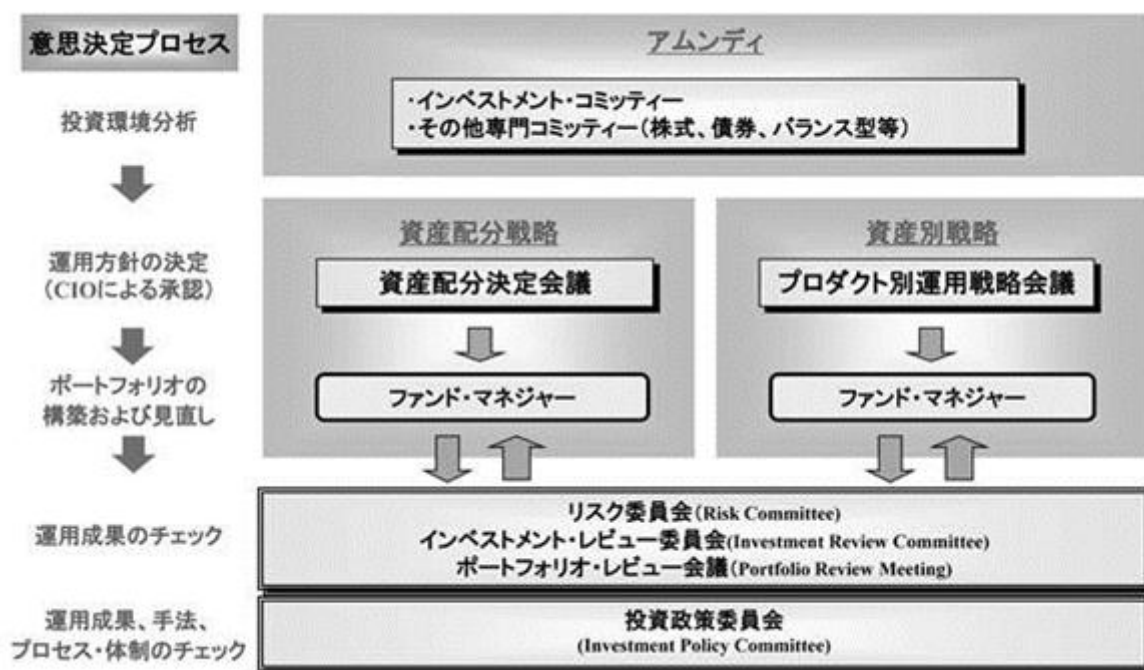
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

令和元年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	9	42,857
追加型株式投資信託	166	1,928,087
合 計	175	1,970,945

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		△1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
固定負債		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	△3,796
評価・換算差額等合計	5,488	△3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036

法人税等調整額	△179,042	△13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			△ 5,954,687	△ 5,954,687	△ 5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			△ 4,369,330	△ 4,369,330	△ 4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			△5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	△4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,284	△9,284	△9,284
当期変動額合計	△9,284	△9,284	2,177,486
当期末残高	△3,796	△3,796	12,704,665

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 300,000千円
- (ロ) 1株当たり配当額 125.00円
- (ハ) 基準日 平成29年 3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 5,654,687千円
- (ロ) 1株当たり配当額 2,356.12円
- (ハ) 基準日 平成29年 3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	—
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	—
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	—
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	126,784	126,784	—
資産計	13,753,331	13,753,331	—
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	—
負債計	1,363,261	1,363,261	—

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	—
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	—
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	—
(4) 未収収益	849,057	849,057	—
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	119,938	119,938	—
資産計	16,107,455	16,107,455	—
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	—
負債計	1,699,255	1,699,255	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	△ 64
	小計	10,324	10,260	△ 64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	△7,226
	小計	422,541	415,315	△7,226
合計		428,735	423,263	△5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767
退職給付費用	65,050	179,620
退職給付の支払額	-	△11,320
制度への拠出額	△ 82,680	△115,316
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	△ 8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	△ 8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	△ 38,464 千円	△ 44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	△ 794 千円	△ 1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	△ 4,659 千円	△ 3,642 千円
その他有価証券評価差額金	△ 2,422 千円	- 千円
その他	△ 4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	△ 11,885 千円	△ 5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）。

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1,730
評価・換算差額等合計	△1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成31年 1月 1日 至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	△1,730	△1,730	13,175,359

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1） 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2） その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

（2） 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（2） 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

（3） 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額	57,456千円
----------	----------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	45,452千円
------	----------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	△6,595
	小計	309,348	302,753	△6,595
合計		414,500	412,006	△2,494

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額	5,489円73銭
1株当たり中間純利益	195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	468,628千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	468,628千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 野村信託銀行株式会社
- ・資本金の額 35,000百万円（平成31年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
 - ・資本金の額 279,928百万円（平成31年3月末日現在）
 - ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、金融商品取引法第33条の2の登録を受け、登録金融機関業務を営んでいます。
-
- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
 - ・資本金の額 70,000百万円（平成31年3月末日現在）
 - ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。
-
- ・名称 株式会社関西みらい銀行
 - ・資本金の額 38,971百万円（平成31年4月1日現在）
 - ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成31年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、登録金融機関が信託業務を営む場合等の特例等を定めた金融商品取引法第33条の8第1項に基づき投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より日本株の運用の指図に関する権限を委託され、投資信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成30年10月25日
有価証券報告書	平成30年10月25日
有価証券届出書の訂正届出書	平成31年 2月 8日
有価証券届出書	平成31年 4月25日
半期報告書	平成31年 4月25日

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年8月28日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）の平成30年7月26日から令和元年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）の令和元年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。